

# 事業化状況報告

返還に関する判定猶予と免除規定

①達成年限の1年猶予

②未達成時の免除規程の計算

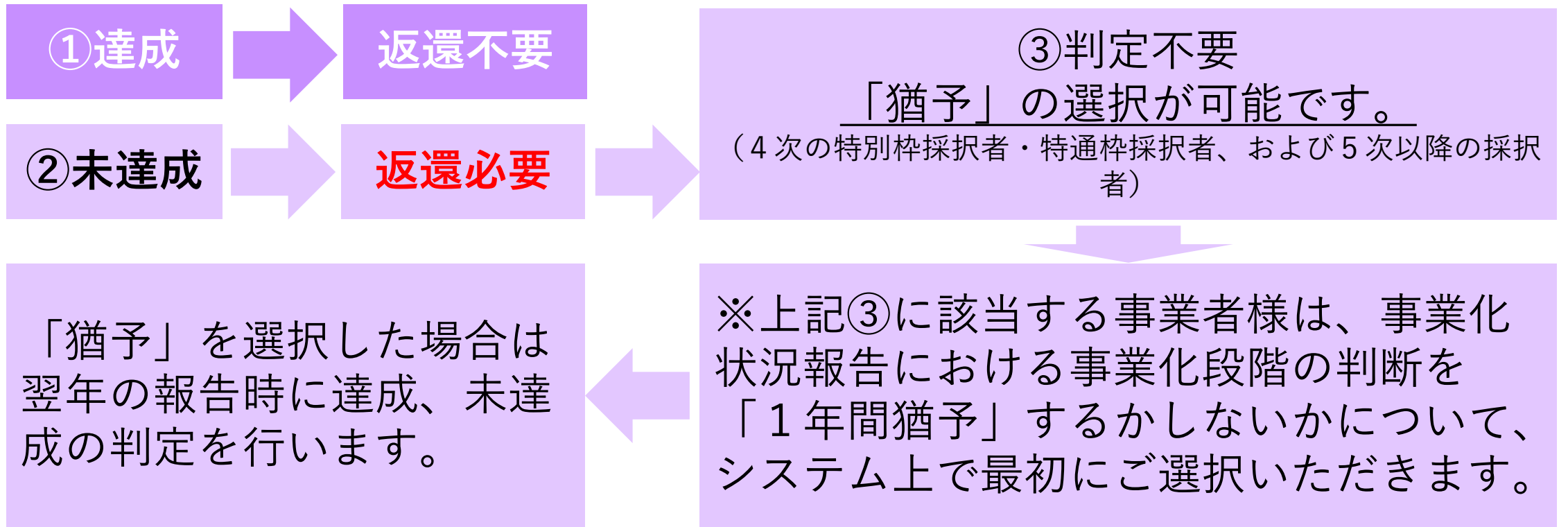
---

令和5年2月

ものづくり・商業・サービス補助金事務局

(全国中小企業団体中央会)

# 賃金引上げ（前年10月発表の地域別最低賃金 対比+30円）の判定について



★「1年間猶予」をご選択いただいた場合でも、賃金引上げに関する報告は必須です。

# 未達成（前項②）の場合の、付加価値額増加率による返還要否確認について

2 時点（A：公募申請時点と、B：増加確認時点）の決算期比較で増加率を算定いたします。

**A**  
「事業計画の基準年度」の  
決算期(実績数値)とします。

増加率算定

**B**  
「事業計画の1年後」の  
決算期(実績数値)とします。

「A」時点の適用決算時期によっては、返還要否の判定が次年度となります。

- 「A」が、報告年2月末以前の決算期となっている事業者様＝判定＋報告は今回。
- 「A」が、報告年3月末以降の決算期となっている事業者様＝判定＋報告は来年。

【例】 3月決算の事業者様の場合：A時点＝令和3年3月決算 / B時点＝令和4年3月決算 の場合

台帳による賃金引き上げ  
の報告は「令和4年5  
月まで」に実施

付加価値額増加率  
(1.5%以上未満)  
免除規程の計算

付加価値額増加率(1.5%以上未満)  
当否については、「令和5年5月まで」  
の事業化状況報告で行う

【参考】 免除規程の計算については、決算書の損益計算書項目をシステム(④現在の状況)に入力することで増加確認を行い、返還免除か返還必要かをお示しいたします。仮に「返還必要」となった場合は、『補助事業の手引き』様式第13の別紙②にもとづき計算します。